

懲罰特別委員会会議録

[平成24年12月10日開催]

南あわじ市議会

懲罰特別委員会会議録

日 時 平成24年12月10日
午後 3時40分 開会
午後 4時30分 閉会
場 所 南あわじ市議会委員会室

I. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（9名）

| | |
|---------|-----------|
| 委 員 長 | 中 村 三 千 雄 |
| 副 委 員 長 | 登 里 伸 一 |
| 委 員 | 出 田 裕 重 |
| 委 員 | 川 上 命 |
| 委 員 | 阿 部 計 一 |
| 委 員 | 印 部 久 信 |
| 委 員 | 小 島 一 |
| 委 員 | 蛭 子 智 彦 |
| 委 員 | 長 船 吉 博 |
| 議 長 | 森 上 祐 治 |

欠席委員（なし）

事務局出席職員職氏名

| | |
|-----|---------|
| 局 長 | 高 川 欣 士 |
| 次 長 | 阿 閉 裕 美 |
| 課 長 | 垣 光 弘 |
| 書 記 | 川 添 卓 也 |

II. 会議に付した事件

委員会審査の進め方について…………… 3

- ① 委員会での審査について
- ② 傍聴・インターネット配信について
- ③ 提案説明・質疑について
- ④ 弁明・質疑について
- ⑤ 審査日程について

III. 会議録

懲罰特別委員会

平成24年12月10日(月)

(開会 午後 3時40分)

(閉会 午後 4時30分)

○中村三千雄委員長 懲罰特別委員会を始めたいと思います。冒頭申し上げたいと思うんですけども、きょうなぜこういうような会を持たせていただいたかと言いますと、委員会があるし、議員の中から引き続き、こういうような委員会を通じて持つてはいかなどもんかという全協の話もあったわけでございますけれども、私といたしましては副委員長と相談をして、今、長船さんも言いましたようにスムーズに慎重にやっぱりいくためには、やはりどういうふうな手順で審議の流れでいくべきではないかという自治法上もございまして、そういうようなことも事務局にも調べていただいたりして、きょうこんな時間でございますけれども、委員長がそういうような形で招集させていただいたということに対して、御理解をお願いを申し上げたいと思います。

○蛭子智彦委員 そのことについてはですね、会期までまだ日もある話で、12日、13日という二日間あるわけですから、これも委員会終わった後にやるというのはもういかんということですね、何回も指摘されてきたことをまたここでやるということについては、執行部に我々も何回もそんなこと言わすなというような話もよくするわけですけども、議会みずからがこういうことの繰り返しをするということはそもそもやっぱり間違ってると思うんですよ。もう12日なら12日で10時からしっかりやって、時間かけてやったらいいような話を、きょう何でこんなふうにせんならんのが全くわからないんです。しかも12日から13日に何でやらないかっていうことを聞いておったら、もう決まったことやさかい言うて電話でのやりとりやったんですけど、電話一方的に切るようなことを委員長されてね、非常に憤慨しております。まずその釈明いただかないと、この委員会についてはやはりこのことの入り口からまず議論していただきたいなというふうに強く思っております。

○中村三千雄委員長 今、蛭子議員が言われましたけども、私は委員長として、今言われた慎重にということですけども、今回はこの件については普通の委員会と違いますし、やはり本審議入る前に流れを十分こういうような流れで進めていくんだという、皆さん方に報告をしていただいて、御理解して、それによって進めたいということでございます。ただいま蛭子議員が電話一方的って、これはまだ本来ならば電話をしなくてもいいんですけども、そういうようなこともございましたので、私は議員一人一人にその日の時点で全員に、こういうような事情でありますので委員長権限において招集しますから御了解願いたい。これは私全員にこういうような了解を得て、了解を得たか得らんか、今、蛭子議

員は私は要らんとか、そういうふうなことは切ったというようなだったんですけども、そういうふうなことでございますので、私としてはそのような形で今から開いていきたいと思う。

○蛭子智彦委員　　だから12、13だったら何でいけないんですかということ聞きよったんです。このことについても決まったことやさかいや言うて、一方的に切るというのは、これはやっぱりおかしい話やと思いますよ。そんなおかしいことない。何で大事なことからこうでこうでという因果の説明をしてもらったらいい話を、決まったことやさかいや言うて連絡する必要もないや言うて、私にだけ連絡する必要はないって言うんですか。皆さんにされとるわけでしょ。皆さんそれで了解しとるんやったらそれでいいんですが、僕はなぜですか、なぜこの日でなければいけないんですかということ聞いたつもりなんですよ。だめだということ初めから言ったんじゃないんですよ。なぜ12、13ではいけないんですかという説明を求めたわけですよ。だから今こんな事情があつて、今おっしゃったようなことを言えばいいわけじゃないんですか。それを何で一方的に切るんですか。そんなんおかしい話やないですか。

○中村三千雄委員長　　これは一方的ではございません。

○蛭子智彦委員　　一方的ではございませんや、一方的に切つて、もう話の途中で切りましたよ。委員長は。私が聞きよる最中に、もう決まったことや、いや何でですかって聞きよるんですいう話が終わらんうちに切れましたよ。

○中村三千雄委員長　　実はもう私的なことになるんですけども、ちょうど警察のこの前で電話して。

○蛭子智彦委員　　電話。警察のこの前で。どこで電話しようといいいじゃないですか。車運転中に携帯電話しよったんですか。

○中村三千雄委員長　　車運転でないんで、運転してないんですよ。そこでとめてしかけたんですよ。

○蛭子智彦委員　　釈明をしっかりやっていただかないと、こんなん始まりませんよ。

○中村三千雄委員長　　それについては、私はその後切つたということについては不手際でございますので、ひとつ御了解をお願いしたいと思います。私としてはひとつそうい

うようなことで蛭子委員の十分意に沿わなんだ返事であったということの受けとめ方に対しては、私としてはおわびをいたしたいと思います。

○蛭子智彦委員　　こんだけ言わなあかんというようなことでね、やっぱりもう率直に言ってもらったらいい話であってですよ、こんだけ言わんと返事がないというのもあったらそれはもうおかしい話で、普通に誰でも聞けばそれはおかしいなって、もう事務局の方にも聞きましたけどね。委員とはこんなでええんかなというような話で、一般的にはこれおかしい話やなど。失礼な話やなどということだったですよ。やっぱりそういう委員長としてね、委員会を本当にそれぞれの議員を対等、平等にしっかりそれぞれの立場を尊重しながら進めるという、そういう立場を常に堅持していただかないとね、これは私も委員長として中村さんを推薦した立場である以上ね、これはもう私の責任というか、こういうことでもありますからね。でもそういうことを期待しての推薦ですのでね、今後ともよろしくお願ひしたいと思いますよ。

○中村三千雄委員長　　ただいま蛭子委員の冒頭からの発言について、私もそういうような舌足らずな面があって、御迷惑かけたということにつきましてはおわびをいたしたいと思います。今後、そういうようなことのないように慎重に諮らせていきたいということで、御了解をお願い申し上げたいと思います。

○阿部計一委員　　私はこういう事態がね、きょう委員長、3時いうことで、こういうことがあるからよ、今まででもそういう途中から委員会持つとかね、これは議会改革や議員倫理や何や言うて、基本的なことをそういうついでについていうことで、もうそれは住民に対してはこんな失礼なやな、議員としてのやで、倫理をとられる問題はないと思う。ところがきょうたまたまやな、3時過ぎても委員会が終わらなんだと。これはこんなことあってしかるべきやと思うんやな。そういうことを議長も議運の委員長もおられるんでね、これ肝に銘じて今後議運でも発言させてもらいますけども、きっちりとはやり一日一委員会というようなことをやっていかないと、それはもう10時に終わるだの昼まで終わるだのやな、これはもう勝手な解釈であってね、その点、委員長にひとつお願ひしたいと思います。

○中村三千雄委員長　　重々肝に銘じております。そういうようなこともありましたけれども、ただいまから懲罰委員会の今後の審議の流れをどういうふうな形で進めていくかということにつきまして、事務局のほうからこの次第に基づきまして、ひとつ発言を求めたいと思います。

事務局。

○事務局次長（阿閉裕美） そしたら委員会の審査の流れについてと、基本的な根拠規定について、少し説明をさせていただきます。

処分要求の審議についてというプリントのほうをお配りしてありますので、こちらのほうを朗読していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

まず、基本的な規定なんですけども、まず地方自治法に侮辱に対する処置ということがございます。

これは133条でございます。普通地方公共団体の議会の会議または委員会において、侮辱を受けた議員は、これを議会に訴えて処分を求めることができるという規定でございます。

議員必携の184ページのほうをちょっと参考として抜粋をしております。

その中で（3）として、侮辱を受けた議員が発議する場合というのがございます。

本会議や委員会で侮辱を受けた議員は、議会に訴えて侮辱を与えた議員の懲罰を求めることができる。これが法133条の意味です。

この場合は、侮辱を受けた議員一人で議長あてに処分要求書を提出すればよく、法第135条第2項の規定による所定の発議者は必要ないということになっております。

次に、懲罰の種類及び除名の手続ということで。

○印部久信委員 これ事務局に伺いますがね、このたびの処分要求は侮辱を受けたということになってますがね、侮辱を受けたのと名誉毀損との違いですね、それと今回の原口議員から処分要求が出てるのは、侮辱を受けたというふうに書いてありますが、これは侮辱ですか、名誉毀損ですか。侮辱と名誉毀損のまず違いを言ってくれます。どうも私、侮辱というよりもどちらかというとな名誉毀損かなと思ったりも、私は感触的にするんですが、この侮辱ということの処分要求で。

○中村三千雄委員長 事務局、答弁。

○事務局次長（阿閉裕美） もう全部説明してからのほうがよろしいんじゃないですか。

○長船吉博委員 これ今事務局がよ、侮辱を受けたと、確実に受けたという確定した中で言いよるやないかい。わしはまだこれをよ、本当の侮辱かどうかとそこらの審議をして。

○中村三千雄委員長 今一連のそういうような流れの報告をしていただいて、あと疑義等質問がございましたら、ひとつお願いしたいと思います。

○事務局次長（阿閉裕美） 事務局のほうで処分要求の審議についてという、こういう説明のプリントをつくる段におきましては、原口議員のほうから処分要求書というのが提出されております。これ本会議で提出された分です。これに自治法の133条の規定により処分を要求しますと。それで、記の2番のところで、侮辱を受けた事実または事情ということになってますので、これに沿ってその件についての説明をしているわけでございます。

以上です。

○中村三千雄委員長 この処分の処分の要求書の侮辱を受けたということについての地方自治法に対する処置ということで、今説明されたわけでございます。

印部委員。

○印部久信委員 そしたら冒頭申し上げましたようにね、発言の趣旨の処分要求書が12月の4日に出されたやつやったかな。この処分要求書を見ておりますとね、侮辱を受けた事実または事情というところを読んでおりますと、どうも侮辱という言葉がなじまないのでないかなあ。どちらかといえば名誉毀損かなあというような、私は考えを持つとるんですが、そこらはまず侮辱ということですよしいですかということちょっと聞きよるんですけどね。

○事務局次長（阿閉裕美） ですから、要求を出されてるのは133条の処分要求で、それについては先ほども説明しましたように、自治法の133条は侮辱に対する処置ということになっております。今、懲罰委員会が設置されまして、付議されたのはこの処分要求の件について、その要求が妥当であるとかいろいろ審議をしていただくんです。その審議の中でそういうことも含めて審査をしていただくということになります。

○印部久信委員 わかりました。

○中村三千雄委員長 その次の説明をお願いします。

○事務局次長（阿閉裕美） それでは、引き続き説明をさせていただきます。

自治法の第135条、懲罰は、左のとおりとする。これは、左のとおりというのは、自治法に書かれているとおりに書いてあるんですけどちょっと違うんですけども、その下になります、（1）公開の議場における戒告、（2）公開の議場における陳謝、（3）一定期間の出席停止、（4）除名。

第2項、懲罰の動議を議題とするに当たっては、議員の定数の8分の1以上の者の発議

によらなければならない。これにつきましては、侮辱に対する133条の処置は受けた議員一人で可能ということをお先ほど説明をさせていただいているところでございます。

第3項、第1項第4号の除名については、当該普通地方公共団体の議会の議員の3分の2以上の者が出席し、その4分の3以上の者の同意がなければならない。

参考としまして、議員必携の138ページを抜粋しております。これは、それぞれの処分の内容の説明になります。

(1) 公開の議場における戒告。委員会において作成し、議会の議決を経た戒告文を公開の会議の席上、議長が読み上げる。

(2) 公開の議場における陳謝。委員会において作成し、議会の議決を経た陳謝文を懲罰を受けた議員が、公開の議場で読み上げる。

(3) 一定期間の出席停止。本会議や委員会に出席して発言し、あるいは表決に加わるという議員本来の権利を一定期間停止させる。

(4) 除名。議員の身分を失わせるということでございます。

○印部久信委員 委員長、ちょっとこの部分で質問して。

○中村三千雄委員長 はい、結構です。

印部委員。

○印部久信委員 私、この懲罰委員会の議員のメンバーがどのように考えるかわかりませんが、一応この懲罰委員会にこの処分要求書、砂田果洋議員が上がったんですね。例えば、ここのこの懲罰委員のメンバーがよ、仮に審議した上において、仮に皆が除名という処分を下したとしますよね。ここに書いてありますように、3に、本会議において3分の2以上の4分の3以上で、いわゆる議員の身分が失われる除名というのは可決されますよね。まず委員会でそういうものが上がった、本会議場に提案されますよね。その場合、議員は自分の身を守るためにはどないしたらええんですか。本会議場で4分の3以上の除名で決まった場合、これはもう自動的に除名になるんですか。それともその議会の決議が不本意だと議員本人が思った場合、どのようにしたら自分の身分が保障されるんですか。例えば裁判所に地位保全を求めるとか、そういうことで対応できるんですか。

○中村三千雄委員長 はい、どうぞ。次長。

○事務局次長（阿閉裕美） 除名に関しては、裁判のほうに訴えている事例もたくさんございます。

○印部久信委員 いわゆる地位保全で裁判所に訴えたと。それがもし除名処分をされた議員の最後のとりでですね、そういうことになりますと。わかりました。結構です。

○中村三千雄委員長 順番にいつて疑義がありましたら、今のように質問をお願いします。

○事務局次長（阿閉裕美） それでは、次のページに移らせていただきます。

次は、会議規則のほうの規定のほうを説明させていただきます。

懲罰動議の提出。

第148条、懲罰動議は、文書をもって所定数の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

第2項、前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第48条（秘密の保持）第2項または第104条（秘密の保持）第2項の規定の違反に係るものについては、この限りではない。

次に、懲罰動議の審査。

第149条、懲罰については、議会は、第36条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することはできない。

戒告または陳謝の方法。

第150条、戒告または陳謝は、議会の決めた戒告文または陳謝文によって行うものとする。

出席停止の期間。

第151条、出席停止は、7日を越えることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合または既に出席を停止された者について、その停止期間内にさらに懲罰事犯が生じた場合は、この限りではない。

出席停止期間中出席したときの措置。

第152条、出席を停止された者がその期間内に議会の会議または委員会に出席したときは、議長または委員長は、直ちに退去を命じなければならない。

参考、議員必携183ページ抜粋。

懲罰短期時効の原則。

懲罰は、議会の秩序を維持するための制裁であり、目的は円滑で能率的な会議の運営を図ることにある。したがって、懲罰事犯が発生したときは、速やかに処理すべきである。特に懲罰は、議員の身分に関する重要な問題であるから、これを放置して長期間にわたって不安定な状態に置くことは適当ではない。

続きまして、委員会審査の流れについて説明をいたします。

まず、懲罰の件を委員会で議題とします。提案説明については、委員会で諮って省略も

可となります。その後、提案者に対する質疑。申し出があれば一身上の弁明。これは委員会で諮って、許可されれば弁明ができます。弁明に対する質疑、討論。その後、懲罰を科すかどうかを諮る。否決の場合は審査を終了いたします。可決の場合は科す懲罰を審査いたします。戒告と陳謝では案文、出席停止では日数を決定していただきます。戒告または陳謝の場合は案文を採決いたしまして、可決したらそれで決定ということになります。

審査上必要があれば発議者、事犯者、委員外議員として他の議員の出席を求めることができます。また、審査上必要があれば秘密会とすることもできます。これは、秘密会とすることについては、過半数議決、委員会の場合は過半数議決で決定いたします。委員長は審査の必要がある場合、委員会の傍聴を許可しないこともできます。審査が会期中に終了しないときは継続審査を諮り、可決の場合は議長に申し出を行います。またこのほか、会期を延長をして審議するというような取り扱いもできます。

参考といたしまして、議員必携の185ページを抜粋しております。

特別委員会での審査は、他の付託事件と何ら変わるところはないが、異なった会期において懲罰を科すことは適当でないと考えられるので、できる限り会期中に議長に委員会報告書が提出できるよう委員会審査を慎重かつ能率的に行うように心がけなければならない。

次に、委員会審査報告書の作成の流れについて説明をいたします。

審査報告書を委員会のほうで作成いたしましたら、審査報告書について諮っていただいて、可決であれば議長に提出という運びになります。

審査報告書の内容については、懲罰事犯の有無、懲罰処分の種類、内容、それから理由。あと戒告・陳謝の場合は文案を添付するというようになっております。

次に、本会議での審議の流れについて説明をいたします。

まず、委員会審査報告が行われ、審査報告に対する質疑、一身上の弁明を諮っていただきまして、許可されれば一身上の弁明を行うことができます。あと討論、採決・可決の場合は議場への入場を求めて懲罰の宣告ということになります。

懲罰の宣告までは懲罰対象議員は除斥となります。戒告・陳謝・出席停止は過半数議決、除名は議員定数の3分の2以上出席し、4分の3以上の同意が必要となります。

以上で、懲罰についての審議についての説明を終わります。

○中村三千雄委員長　　今、事務局のほうから審議の初めから最後に至る、これは審議によっていろいろ状況が変わってくると思うんですけど、大まかな流れとしてこのような形で進めていくのは自治法上妥当であるというようなことで御説明をいただいたわけですが、質疑等々聞きたいことがありましたら、これについて発言を許可いたしたいと思います。

印部委員。

○印部久信委員 委員会審査のずっと下のほうへいって、議員必携ページ185ページの抜粋でですね、他の付託事件と何ら変わるところはないが、異なった会期において懲罰を科すことは適当でないと考えられるので、できる限り会期中に議長に委員会報告書が提出できるよう、委員会審査を慎重かつ能率的に行うよう心がけなければならないと書いてありますが、事務局に伺いますが、その他例外的なことはこの必携に書いてありませんか。

○中村三千雄委員長 事務局。

○事務局次長（阿閉裕美） 例外的なことと言いましたら、どういうふうな例えば。

○印部久信委員 この委員会を能率的に行いたいと。ただし必要書類、必要文書等がその場でできない場合は、できないと審議ができないときがありますね。例えば今回の場合の会議録、会議録を慎重に審査せんといかんと思うんですが、我々議会の一般質問を広報に出すときには、簡易的に速記録を移されたものを元にしてやっていますが、それとて确实・正確でないわけですね。あくまでも正確な会議録は、署名があつて、それが正式の文書だと理解してあるわけですね。これは、懲罰委員会の審査するときも、たしか誰かの議員の発言があつたと思うんですが、発議者の原口議員その者も、十分会議録をできてから精査してもらって結構ですかというような発言があつたようにも思うんですね。我々もこういう議員の懲罰を同じ議員仲間がやるんですから十分精査する必要があると思いますので、その会議録についてはあくまでも正式の会議録を持ってやるべきでないかと、私は思っておりますが、委員長の御意見も伺いたい。

○中村三千雄委員長 今、関連してですか。

○蛭子智彦委員 関連して。今の印部委員言ひよつたのは、私が本会議で原口議員に質問して、その答えの中で、そういうものは委員会で作ってもらったら結構ですというような質疑に対する答弁があつたように思うんですね。それはまた調べてもらったら結構かと思うんですけど。

それと、ここで事務局ね、この4行出してありますけど、この1行に続く言葉を抜かしてあるのは何でですか。議員必携185の後ろに続く言葉はないんですか。どない続きますか。心がけねばならないで終わってますの。その次続く言葉ってないんですか。何で消しとるのかなと思って。事務局が。能率的にやるためですか。

○事務局次長（阿閉裕美） いや違います。特に消してはおりません。継続審査の件については。

○蛭子智彦委員 ちょっとそのままに読んでください。

○事務局次長（阿閉裕美） ちょっと先に説明させてください。

この件については、その上に委員会審査が会期中に終了しないときは継続審査を諮り、可決の場合は議長に申し出るということをもうその上に書いてあるんで、重複するんで省いただけで別に意識はしておりません。

読みますね。

当然、継続審査の議決をとり、閉会中の審査となるということでやむを得ない場合は、そういうことも書いてあるので、この上の説明で書いてますので。

○蛭子智彦委員 どうせ出すんやったらちゃんと書いといてもらわな、誤解を生みやすい。

○事務局次長（阿閉裕美） いや、重複するんで、同じ説明を先にしてますので。

○蛭子智彦委員 正確に書いていただかないと、やっていただかないと。

○長船吉博委員 これは事務局は自分でわかっとるけども、わしらこれもらってな、わかる。わかると思う。それが事務局のする仕事。もつとな、やっぱりこれほんまにおまえらほんまにわかっとんのけ。人裁くやいうのどんだけ責任重いか。もっと丁寧にやってくれよ、ほんまに。

○蛭子智彦委員 ということを思いましたので。

○事務局次長（阿閉裕美） すいませんでした。ただすいません、言いわけになりますけども、上に継続審査を諮って議長に申し出ることができるっていうことも書いておりますので、重複すると思って事務局の勝手な判断でしました。えらいすいませんでした。

○中村三千雄委員長 御理解いただいたらよろしいんです。はい、御理解いただいたとうございます。

○事務局次長（阿閉裕美） はい、すいませんでした。

○中村三千雄委員長 川上委員。

○川上 命委員 初めからもう懲罰懲罰いうてがんがん言わんと、会議前に長船君が言うたとおりやね、やっぱりこれ懲罰か懲罰でないか出とるけんど、今から審議、冷静にこの中でしていくんやさかい、この一連のこれは形態からきてずっと一連にして、世間にはもう今選挙中やさかい、みんな知ってしもうとんねん。わいわい言いよんねやな。何なん議会と。知ってます、本人もしゃべっとうしな。いやほんでな、聞いて。この問題はよ、やっぱり皆一連と見とんねん。それとこの問題、何で原口君が出したかということはそういう印部さんが議運で言うて、ここは不問、知らなんだ。わしらもそんなことなんじゃ気にしとらへんねん。そやけどおまんが言うて、この問題の中で議事録を見て、ほんで結局砂田君にこれはちょっと悪いのということで、ほんで議事録を調べて、久米君と砂田君に話したんや。聞いてください。わしが言いよるねんさかい。ほんで砂田君に見せたんですよ。砂田君はこれどこが悪いでと、こう。ほんで何でこんなんでも謝らな、消さんならんやと。これはちょっと見方によったら消したほうがいいのでないかとわしら言うたんや。ほしたらもう仲よういけると思ってな。そやけど砂田君はもう好きなようにしてくれ、わしは言うたことは取り消せへんと。こない言うさかい、そやけどどないぞうまくいくにはよ、不穏当な発言あんねんからあんなん、いつも議長から取り消すよと。わしらやったらどうぞ消してくださいということぐらいでわしらもかかったんや。砂田君がそういうふうの前のときも一連のやつはまだ継続中で置いてあんねんけどな、今回はもうそんなもんあかん。好きなようにせいよと言うて。ほんでそないなって、もうしゃあないわ、好きなようにせい、そない言うて原口君に渡した。そしたらこういう結果になった。

○印部久信委員 ちょっと待って、川上委員にお伺いしますけどね、我々は議運でよ、議運の委員長もおって、議長もおって、私はこのことについてよ、もう不問にすると議長は言うた。もう不問ねんやなというて確認したんや。ほんで不問にするって議長が言うたんや。ほんでね、川上さんも議長経験あったやさかいわかっと思っと思うねんけど、もし本会議において、一般質問において不穏当発言があったときには、直ちに議長は先ほどの質疑の中で不穏当発言があったと思われるので、後日精査して処理しますと言いますわね、大概。大概議長権限、議長は、一般質問の中で不穏当な発言があると思われたときは、議長は必ずそういう発言してます。今回は、森上議長はその発言も本会議場ではなかった。なかったんで、わしは議運であのことはもう何もないんですかとわざわざ念押しした。ほんなら議長は、私もどうこう何かわからんことを言ったけど、最終的に不問ですなと言うたらもう返事なかって、不問だと。これは委員長も聞いとるんだけどね、委員長。私の言いたいのは議運で不問にする言いよるのを、何で川上さんと久米議員。

○川上 命委員 いや、議運が不問や言うてない。

○印部久信委員 いや、議運で不問にするんだったので。

○川上 命委員 議長が不問にする。

○印部久信委員 議長が不問で。委員長もおったで。いやけんどよ、このとき川上さんと久米議員が議長に言われて確認行っとったんですか。議長に言われたん。

○川上 命委員 いや、言われへんよ。私らが。

○蛭子智彦委員 議運は議長がやるもので。

○川上 命委員 よう聞いてください。おまえ自分のことしか言わん。おまえが言うた。不問しますよと言うた。そういった中で私ら何やわからへん。何をおまえが謝罪せんでええんかとかなんとか言いよったらやの、おまんがよ。

○中村三千雄委員長 ちょっと待ってください。

○川上 命委員 ほんでな、何言うたんな、わしら知らんけんど。

○印部久信委員 知らんけんど言うて、本会議中におったで。

○川上 命委員 何言うたんな言うて、ほんなん聞きよるねん、こっちは。

○印部久信委員 えっ本会議中で聞いていないの。

○中村三千雄委員長 ちょっと休憩します。

(休憩 午後 4時15分)

(再開 午後 4時16分)

○中村三千雄委員長 再開します。

○阿部計一委員 まあいろいろあったことはよ、要はこれ本会議で処分要求書が原口議

員から出られて、それでこの内容が載ってますよね。この要求書が妥当か妥当でないかということ審議しとるんでしょ。これは関連でそういうこともあるけど、きょうよったんは、今これ出ってますよね、これもう読めへんけども、この文書は果たしてそういう処分要求書として妥当か妥当でないかということをここでやね、議論してもらわんなら。

○中村三千雄委員長 わかっています。

○阿部計一委員 この前後のことはおまえらもう言いよったら切りがないんで。

○中村三千雄委員長 はい、わかりました。

○中村三千雄委員長 いや、ちょっと待ってください。もう以上で諮らせてもらいます。というのは、さっきの論議は本審議が入ったときにもそんなことあったらいいですけど、今は流れをどんな形でやっていますんで、先ほど印部委員が質問の中で、本格的な議事録が出てこなんだから審議できひんのやないんかというようなことを流れとして言っていましたんで、それについての説明を求めたいと思います。

○事務局次長（阿閉裕美） 調整前の議事録を資料として、調整でき上がり前の会議録の原稿に言うんですけどもね、でき上がり前は。原稿をその委員会の資料として取り上げることができるかどうかということですよ。それについては、議長の許可があれば発言の確認を行うための資料とすることは可能ということになっております。ですので、これはちょっと兵庫県の議長会のほうに蛭子さんが大分言われてたんで、事務局のほうで確認をいたしました。それと、議会運営の実際という参考書のほうにもそういう資料として議長が認めればってというようなことも書かれております。
以上です。

○中村三千雄委員長 ということは、今の印部さん、御理解できた。

○印部久信委員 うん、わしは理解できた。あとは委員会においてよ、議長に判断委ねないとしょうがない。

○中村三千雄委員長 次、阿部委員。

○阿部計一委員 いや、これはもういろいろあったんですけどね、これも原口議員から処分要求書が出て、議会で議決もされて、委員会も立ち上つとんねん。ほんでね、これも

う侮辱を与えた者の氏名、砂田議員、侮辱を受けた事情または事実または事情と書いてあ
んねんね。ちょっと読ませてもらいますけども。

砂田議員は一般質問において、私が本市の市長はえらい年がいとると発言したような
ことを述べていますが、私は市長が高齢であるなどとは申し上げておりません。また、小
野市がそんだけよければそっちへ移住してもらって、そっちで好きな市会議員なり市長な
りに出てもらったらと思いますと言っておられますが、私は先進市へ政務調査を本市の行
政に役立てていただきたいとの思いで質問をしたのであり、移住せよなどと言われる覚え
はありません。よって、砂田議員の処分を求めます。

ですから、この文書について、ここで議論をしてほしいと思うんですよ。この文書が果
たしてそういう結局侮辱罪に当たるか当たらんかということ審議したらええんと違いま
すか。

○中村三千雄委員長 そうです。それで、これは原口議員が書いた文書でありますので、
本会議においてやった正式な議事録ができて、会議録署名議員が署名して完全にできなく
ても審査ができますかと、その方法ありませんかということで、今事務局から各事例をと
ったら一応議長のほぼできたものの中で、議長の許可さえあればそれを審議してできる
というようなことでありました。

○印部久信委員 だからきちんとね、その書かれとる文言がよ、今正式の議事録でなし
に今の議事録と読み合わせをしてもうて、ほぼ共通であれば議長判断においてそれでやっ
たらええん違うの。

○中村三千雄委員長 そうです。

○印部久信委員 これにほぼ同じような。これは原口議員は自分の記憶で書いとんねん
からな。

○中村三千雄委員長 そういうことです。

○印部久信委員 それに今のできた会議録と合わせてほぼ同じであつたら議長判断でい
いん違うの。

○中村三千雄委員長 きょうの進め方について、やっぱりもし議長判断でよいとすれば、
その書類も今突き合わせできて持って帰ってもらって、議長がよしと認めたらやで、認め
られて精査していただいて、これとマッチしとるかしてないかということも委員さん十分

していただいてから本格審議に入ったらいいんじゃないかと。

○印部久信委員 そしたら委員長、もし時間的余裕があって、今そのやつが出せるんなら今ここで突き合わせして議長判断してもうてやな、これでいかんかでええん違うの。持って帰って。

○中村三千雄委員長 きょうは流れとして、それと議事録の扱いをどうするかということだけを特にお諮りしたいという形でお伺いしておりますので。
事務局。

○事務局次長（阿閉裕美） 議長判断って言われてますけども、もう議長、これね、兵庫県の町議会の長濱局長に、調整前の会議録の原稿を懲罰特別委員会の審査資料とするについての可否を問い合わせました。そしたら答えが、議長の許可があれば発言の確認を行うための資料とすることは可能ですということで、もう資料にはできますので。

○事務局局長（高川欣士） 皆さんにお配りできるということです。

○中村三千雄委員長 きょうはそういうような形、スムーズに行くためにそういうようなことを配慮させていただいたやつを御理解していただいて、あとこの流れに沿ってよろしいでしょうかということ。

○川上 命委員 日があれへんがな。

○中村三千雄委員長 いや、それだからお諮りして、今度。きょうはここでお諮りして。

○印部久信委員 そんなやったら、議長、副議長で決めてもらったらどうですか。

○阿部計一委員 これはほんまに誰の批判もするんでないけどよ、わしらも30年からやりよって、こんな処分要求、懲罰やいうて初めてやな。

○中村三千雄委員長 私も初めてです。

○阿部計一委員 やっぱりやな、これは議員やったらある程度よ、議員必携なり会議規則なり読んでよ、ほんでこれを精査せん、そんな頼りないことで処分要求をするというな、私はほんまに理解に苦しむというかの。これがどんなことになるかよ、本人はわかっ

てないと思っとなねんな。ほんまに。これはもうちょっとその会派の重鎮なりに相談してよ、やっぱりやるべきことであってやな、ほんま結局議会を大混乱に陥れとるねん。これええ悪いは別としてよ、やっぱりそういうことをやるときはやな、これはもっと慎重にやってもらわなんたら。

○中村三千雄委員長 そんでもな、一応は御意見は。

○長船吉博委員 何であの席で事務局が不穏当発言のメモ出したのに読まんなん。

○蛭子智彦委員 それは議長、不穏当と思わへんかったん。

○中村三千雄委員長 それでは、お諮りします。

きょうはそこまでにして、あと、今事務局の議事録、きょう配れそうでございますので、お配りさせていただきまして、そして委員長、副委員長と相談をさせていただきまして、できましたら12日、委員会を持ちたいと思うんですけど。

○印部久信委員 わしはこんなことを言う資格ないねんけど、できたら10時から始めてくれますか。

○中村三千雄委員長 はい、わかりました。それはもうルールに従って、必ずわかりました。

それでは、とりあえず副委員長、そんな状態で。

ほかは傍聴、インターネット配信。

○蛭子智彦委員 傍聴もインターネットも当然違うの。これは当然だ。そない大した問題違うと思う。

○中村三千雄委員長 普通、常任委員会と同じ扱いでいきますということです。

提案説明の質疑、それからこれは提案者は原口議員ですね。後の弁明については砂田議員、これが提案を必ず出てきていただくんですか。

○事務局次長（阿閉裕美） はい。提案説明については省略することもできますが、原口議員さんには質疑を受けていただくために出席をしていただくということになります。提案説明を受けるのであれば、また受けるというようなことでよろしいかと思います。

○中村三千雄委員長　　今、事務局の説明で御理解いただいたでしょうか。
そしたら、4番の弁明・質疑についても同じですね。

○印部久信委員　　ただし言うたほうの質疑はしてもらおう。

○中村三千雄委員長　　これは委員会として決めるというよりも、本人が砂田議員がそういうような委員会の。

○印部久信委員　　機会を与えてやったらいい。

○中村三千雄委員長　　そういうような扱い、委員長に一任してくれますか。砂田議員の件です。機会を与えるという。

それでは、5番の審査日程ですけども、先ほど申しましたように、会期末が14日でございますので、継続もあり得るといようなことでございますけれども、日程ありますので、もう12の日の10時から懲罰特別委員会を開きたいということで、御理解願えますか。

○長船吉博委員　　はい、結構です。

○事務局次長（阿閉裕美）　　そしたら、これを配布。

○中村三千雄委員長　　それでは、配布させていただきます。
そのほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○中村三千雄委員長　　ないようでございますので、懲罰特別委員会をこれで閉会いたします。御苦労さんでございました。

次回は、12日10時から開きますので、お願いいたします。

（閉会　午後　4時30分）

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成24年12月10日

南あわじ市議会懲罰特別委員会

委員長 中 村 三千雄